

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月頃から 50 年 12 月頃まで
昭和 49 年 3 月頃から 50 年 12 月頃まで A 事業所で臨時職員として勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 49 年 8 月 1 日取得から同年 9 月 20 日離職まで）から、申立人は、申立期間のうち、当該雇用保険の加入期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間の一部において A 事業所とは別事業所の B 事業所における雇用保険の加入記録（昭和 49 年 4 月 1 日取得から同年 7 月 31 日離職まで）が確認できるほか、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた者から申立人と一緒に勤務していたとして証言のあった期間は、申立人の B 事業所における雇用保険の加入記録が確認できる期間中である。

また、申立期間において A 事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 6 人のうち 5 人に照会し回答があった 3 人は申立人が勤務していたことを記憶していない上、A 事業所は、「保存年限経過のため資料は廃棄済みであり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況や保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立期間のうち、雇用保険の加入記録が確認できる期間以外の期間において、申立人が A 事業所に勤務していたことが確認できない。

さらに、前述の申立人が一緒に勤務していたという者にも、A 事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、同人は、「A 事業所に勤務していた時に、厚生年金保険料が控除されていたかは思い出せない。申立人の雇用、仕事の内

容や勤務状況等については分からない。」と証言しているほか、他の者からも申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られない上、前述のとおり事業主であるA事業所は、当時の資料は無いと回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立期間中に、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 25 日から同年 12 月 7 日まで
② 昭和 59 年 5 月 8 日から同年 5 月 29 日まで
③ 昭和 59 年 6 月 12 日から同年 10 月 21 日まで
④ 昭和 59 年 10 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 60 年 4 月 26 日から同年 7 月 12 日まで
⑥ 昭和 60 年 7 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
⑦ 昭和 62 年 4 月 22 日から同年 6 月 25 日まで
⑧ 昭和 63 年 5 月 2 日から同年 11 月 1 日まで
⑨ 平成 元年 4 月 23 日から同年 11 月 1 日まで
⑩ 平成 2 年 4 月 28 日から同年 11 月 1 日まで
⑪ 平成 3 年 4 月 17 日から同年 11 月 4 日まで
⑫ 平成 4 年 5 月 24 日から同年 11 月 29 日まで
⑬ 平成 11 年 5 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
⑭ 平成 12 年 5 月 13 日から同年 7 月 9 日まで

申立期間①は有限会社Aで、申立期間②はB有限会社で、申立期間③は株式会社Cで、申立期間④はD事業所で、申立期間⑤は株式会社Eで、申立期間⑥は株式会社Fで、申立期間⑦は株式会社Gで、申立期間⑧から⑫までは株式会社Hで、並びに申立期間⑬及び⑭はI事業所で、いずれも住み込みの仕事で働いた。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和 56 年 4 月 25 日取得から同

年12月7日離職まで)から、申立人が、申立期間①において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、有限会社Aは、「適用事業所になっていない。」と回答しており、当該回答の担当者からは、「申立期間当時、私も従事しているが、厚生年金保険に加入しておらず、(申立人は)雇用保険の加入と誤解されていると思う。」との回答があった。

さらに、申立人は、有限会社Aでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

加えて、商業登記簿謄本で確認できた当時の代表取締役は、国民年金のみの加入記録が確認できる上、当該代表取締役は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録(昭和59年5月8日取得から同年5月29日離職まで)から、申立人が、申立期間②においてB有限会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B有限会社は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、B有限会社での同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない上、申立期間当時及び現在も事務を担当している者は、「適用事業所になっていない期間に厚生年金保険料を引くというような、ずさんな会社ではない。」と供述している。

さらに、申立期間の直前まで代表取締役であった者は、「厚生年金保険に加入とっていない事業所で保険料を引くということは考えられない。」と回答しており、現在の取締役も、「申立期間当時の資料等は残っていないが、給与から控除していたのは、雇用保険料及び所得税であり、厚生年金保険の適用になっていない事業所で保険料を引くということは考えられない。」と回答しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

申立期間③について、雇用保険の加入記録(昭和59年6月12日取得から同年10月21日離職まで)から、申立人が、申立期間③において株式会社Cに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社Cでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない上、申立期間③に厚生年金保険の加入記録のある8人に照会し、5人から回答があったが、いずれも申立人のことを覚えておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせ

る証言等は得られなかった。

また、株式会社Cは、「27年前のことであり申立人に係る資料等は全く無いが、記憶の中でアルバイト雇用であったと思う。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、株式会社Cにおける申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間④について、雇用保険の加入記録（昭和59年10月25日取得から同年11月30日離職まで）から、申立人が申立期間④においてD事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、D事業所での同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

さらに、D事業所は、「適用事業所になっていなかった。」と回答している上、商業登記簿謄本で確認できた理事6人のうち、所在が確認できた4人に照会したところ、回答があった一人は、「申立期間当時の資料等は残っていないが、雇用保険料、所得税及び食費が控除対象であったと思慮される。当事業所は現在9人在籍しているが、国民年金に加入しており、失業保険、労災保険の労働保険だけに加入している。」と回答しており、当該4人には申立期間④当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっていることが確認できる。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録（昭和60年4月26日取得から同年7月12日離職まで）から、申立人が申立期間⑤において株式会社Eに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、株式会社Eでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

さらに、株式会社Eは、「当社は、当初から現在まで厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、当時の資料等は廃棄しており残っていない。給与から控除していたものについては、雇用保険料及び所得税であり、現在では申立人を知る者はいない。厚生年金保険の適用になっていないので、厚生年金の保険料を引くということは考えられない。」と回答しており、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間⑥について、雇用保険の加入記録（昭和60年7月20日取得から同年10月31日離職まで）から、申立人が申立期間⑥において株式会社Fに勤務

していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社Fでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

また、申立期間⑥において厚生年金保険の加入記録のある7人に照会し、4人から回答があったが、いずれも申立人のことを覚えておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、株式会社Fは平成20年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該事業所からは、「申立てどおりの届出を行ったかは不明。申立期間当時の資料等は残っていない。」と回答があった上、当時の経理担当者は、「商業登記簿は現在整理しているところで、会社は既に廃業している。書類等を捜したところ、昭和60年から62年までの「算定基礎届」の書類はあったが、申立人の名前は無かった。当時の社長や総務部長は、既に亡くなっており、他の書類等は無いため、当時、どのような決まりでやっていたのか分からない。「算定基礎届」に名前の無い人から保険料を引かないと思う。」と証言しており、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、株式会社Fにおける申立期間⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑦について、雇用保険の加入記録（昭和62年4月22日取得から同年6月25日離職まで）から、申立人が申立期間⑦において株式会社Gに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、株式会社Gが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年5月1日であり、それより前の期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、株式会社Gでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録のある12人にいつ頃から勤務していたのか照会をしたところ、6人から回答があったが、そのうち4人は、「適用となる以前から勤務していた。」と回答しており、そのうち3人から、「資格取得以前の期間に給与から厚生年金保険料は引かれていなかったと思う。」と回答があった。

加えて、株式会社Gは、「資料廃棄のため、詳細不明。」と回答しており、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することはできないところ、当時の代表取締役は、申立期間当時は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫について、雇用保険の加入記録（昭和63年

5月2日取得から同年10月31日離職まで、平成元年4月23日取得から同年10月31日離職まで、2年4月28日取得から同年10月31日離職まで、3年4月17日取得から同年11月4日離職まで及び4年5月24日取得から同年11月29日離職まで)から、申立人が、申立期間⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫において株式会社Hに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社Hでの同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することができない。

また、雇用保険の被保険者総合照会によれば、申立人の取得時被保険者種類は季節雇用者を意味する3となっており申立期間⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫において、申立人の雇用形態は季節雇用者であったことが確認できるところ、株式会社Hから提出された昭和63年、平成元年、2年、3年及び4年の「労働者名簿(労働契約書兼雇入通知書(事務所控))」には、職種は「J担当」等と記載され、資格関係欄は、雇用保険のみに番号が記載されており、健康保険及び厚生年金欄は空白である上、当該事業所は、「現在も夏場だけの季節的な雇用者はいるが、雇用保険だけに加入させる取扱いである。当時もそういうことはあったかとは思いますが、申立期間当時を知る者がいないため確認はできない。」と回答している。

さらに、当時の雇用管理責任者であった者からは、「申立人は調理下働きの季節雇用者と記憶している。季節雇用者は雇用保険だけに加入させる取扱いはあったように思う。」と回答があった。

加えて、株式会社Hは、平成2年7月1日から厚生年金基金に加入しているところ、K厚生年金基金は、「申立人の基金加入記録は無い。」と回答している上、オンライン記録によれば、株式会社Hにおける申立期間⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立人は、平成3年1月に65歳になっており、申立期間⑪及び⑫においては、当時の制度上、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

申立期間⑬及び⑭について、雇用保険の加入記録(平成11年5月16日取得から同年11月30日離職まで及び12年5月13日取得から同年7月9日離職まで)から、申立人が申立期間においてI事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、I事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、I事業所は、「厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。」と回答しており、当時の代表と思われる者に照会したが回答を得ることができないことから申立人の申立期間⑬及び⑭に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

さらに、申立人は、I事業所での同僚等の名前を記憶していないことから、

同僚等に照会することができない上、申立人は申立期間⑬及び⑭においては既に65歳以上のため、当時の制度上、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案968

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から同年6月5日まで
私は申立期間当時の事業主であり、保管していた会社書類で確認したところ、申立期間の役員報酬と厚生年金保険の標準報酬月額が違っているの
で、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社は、平成15年6月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が適用事業所ではなくなった後の同年6月12日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、同年1月1日まで遡って79万円（厚生年金保険の最高等級は62万円）から9万8,000円に引き下げられ、同日付けで申立人の資格喪失日（平成15年6月5日）に係る記録の処理がされていることが確認できる
ところ、申立人から提出された同社の総勘定元帳から、申立人の役員報酬からは、同年1月
月から同年4月まで、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本でA株式会社は平成15年6月13日に破産宣告
されていることが確認できる
ところ、申立人は、「会社の業績が落ちたため破産の手続きを取り、社会保険料事務所（当時）の職員が来て、事情は分からないが、書類に印を押しなさいと言われ横判と印を押したら、書類を持って行った。」と供述している。

また、A株式会社が社会保険料の口座振替を行っていた金融機関からは、平成15年5月末以降の社会保険料の口座振替の記録は無いと回答があったこと
から、同年4月分以降の保険料は納付期限までに同社に係る口座から引き落とされていないことがうかがえる。

さらに、標準報酬月額引下げにより減額された保険料額は、A株式会社が適用事業所ではなくなる直前の時期において納付すべき社会保険料額の約2か月分に相当するところ、同社の破産管財人から提出された、社会保険事務所から同社宛てに通知された「徴収決定済額更正通知書」、「徴収決定済額取消通知書」及び「過誤納額還付通知書」、並びに同じく破産管財人宛て通知された「国庫金振込通知書」から、当時、平成15年5月分の保険料は納付期限（平成15年6月末）前であったものの、同年4月分の保険料（平成15年5月末納付期限）は未納となっており、減額された保険料を、同年4月分及び同年5月分の保険料に充当した後、残額が還付されたと推認できることから、代表取締役である申立人は、社会保険料の未納状況を把握した上で、未納となっている保険料及びこれから納付期限が到来する保険料を清算するため、自らの標準報酬月額の減額変更に係る届出を行ったものと考えているのが自然であり、当該届出に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役であるとして、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年10月15日まで
② 昭和40年4月から41年4月1日まで

申立期間①のA事業所には、小学4年生頃から新聞配達を始め、中学校を卒業した昭和36年3月末から配達先の病院で集金をするようになり、38年3月頃まで高校に通いながら勤務していた。A事業所における厚生年金保険の加入記録は、37年10月15日からとなっているが、配達の人みんなアルバイトなので厚生年金保険に加入していなかったが、集金や事務など内勤の従業員は厚生年金保険に加入していたので、自分も36年4月から厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②のB株式会社には、厚生年金保険の加入記録は昭和41年4月1日からとなっているが、引っ越しのためA事業所を辞め父の仕事の手伝いをしていた後、家の隣にあった同社に40年4月頃に入社し、木材等を運ぶトラックの運転手として会社が閉鎖するまで勤務していた。

両申立期間において厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、一緒に新聞配達をしていた申立人の兄及び当時の同僚の証言から、申立人が中学校卒業前からA事業所（現在は、有限会社C）において新聞配達をしていたことはうかがえるものの、申立人の生年月日から、中学校卒業は昭和37年3月以降であるところ、A事業所において同年3月以降の厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人に照会したが、二人は申立人のことを覚えていない上、集金を担当していた者として挙げた名前に申立人はおらず、申立人の勤務実態や集金業務をしていたことを確認できる証言等は得

られなかった。

また、申立期間当時に集金を担当していたとする別な同僚からは、「当時の集金担当は、集金と配達員の管理が主で、販売拡張もした。病院だけを専門に集金していたとは思わない。」と回答があった。

また、有限会社Cは、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料等も残っていないため取扱いは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人のA事業所における昭和37年10月15日の厚生年金保険被保険者資格取得時の厚生年金保険の手帳記号番号は新規に払い出されていることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿で払出し年月日は同年11月2日と確認でき、社会保険事務所（当時）の事務処理に遅れは見られず、処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立期間当時の同僚の証言から、申立人のB株式会社における厚生年金保険の加入記録がある昭和41年4月1日以前から、申立人が、同事業所に勤務していたことはうかがえるものの、実際の勤務期間を特定できる証言や、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、B株式会社は昭和45年7月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本も54年12月2日で解散とされている上、当時に事務を担当していた者からは、「給与、社会保険等は社長が全て管理していた。」と回答を得ているところ、当時の代表取締役は既に死亡しており、ほかに生存が確認できた当時の取締役も、「当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和41年4月1日）と同日に、資格取得している者は申立人を含めて4人いるが、このうち申立人を含めた3人は、当該資格取得時の厚生年金保険の手帳記号番号が連番で新規に払い出されていることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿で払出し年月日は、前後の番号の他事業所での被保険者資格取得年月日から昭和41年4月末頃と推測され、社会保険事務所の事務処理に遅れは見られず、処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月頃から 50 年 12 月頃まで

「昭和 49 年 3 月頃から 50 年 12 月頃まで A 事業所で臨時職員として勤務していた。給与から保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と年金記録に係る確認申立てをしたところ、申立期間中に B 事業所における雇用保険の加入記録が見つかったため、年金事務所で調査したが、厚生年金保険の加入記録は無いと言われた。

B 事業所で勤務していた記憶は曖昧であるが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 49 年 4 月 1 日取得から同年 7 月 31 日離職まで）から、申立人が申立期間のうち当該雇用保険の加入期間において、B 事業所（所在地は、C 町）に雇用されていたことは確認できるところ、申立人は、「何か月か B 事業所の仕事をしていると言われた記憶があるが、仕事場は、A 事業所（所在地は、D 市）の中であり、同所の仕事をしていたと思っていた。」と証言している。

しかしながら、同僚からは、前述の雇用されていたことが確認できる期間以外に申立人が B 事業所に雇用されていたことをうかがわせる証言も得られず、申立人には申立期間の一部において、A 事業所における雇用保険の加入記録（昭和 49 年 8 月 1 日取得から同年 9 月 20 日離職まで）が確認できるほか、B 事業所は、「申立人に係る雇用実態等について確認できない。」と回答しており、申立期間のうち、雇用保険の加入記録が確認できる期間以外の期間において、申立人が B 事業所に雇用されていたことは確認できない。

また、申立人が A 事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた者は、「私

はA事業所に昭和49年4月頃から同年5月頃まで勤めた。その時に、申立人と知り合った。申立人がB事業所に雇用されていたかどうか分からない。A事業所で一緒に働いただけで、申立人の雇用、仕事の内容や勤務状況等については分からない。」と証言している上、前述のとおりB事業所は申立人の雇用実態等について確認できないと回答しているほか、A事業所での勤務については、「町外で勤務する臨時職員は採用していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立期間中に、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。